

# 部活動に係る活動方針

青森県立八戸高等学校

## 基本方針

- 生徒が自主的、計画的かつ効率的に活動することを通して、文武両道を実現できるよう、教育的な配慮をし、生徒の心身の健全な育成を図る。
- 事故の未然防止のため、生徒の健康状態を十分に把握し、活動場所や活動内容などの安全管理に努める。
- 生徒の人権に配慮し、技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、楽しみながら活動する面との両立を図る。

### 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに月ごとの活動計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を生徒・保護者に公表する。
- (3) 部顧問は、相互に協力し、職員間で情報交換をしながら運営にあたる。
- (4) 部活動における外部指導者の活用を推進する。
- (5) 管理職は、部活動視察を実施し、各部の活動内容の把握に努めるとともに、生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部顧問は、スポーツ障害・外傷の予防、熱中症対策や学習とのバランスがとれた学校生活への配慮等、生徒の心身の健康管理に努める。
- (2) 校長や部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を実施し、事故防止に努める。
- (3) 部顧問は、適切な声かけなどにより生徒との良好な関係を築き、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも密度の濃い練習を自発的に行うことができる生徒の育成を図る。
- (5) 各種目・分野の特性を踏まえた効率的な練習方法の導入に努め、休養を適切に取りつつ、効果が得られる指導を目指す。

### 3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として、週当たり2日以上（平日1日、土・日に1日）の休養日を設ける。ただし、やむを得ず週休日（土・日）の両日に部活動を実施した場合は、年間の休養日が週平均2日以上となるように休養日を他の日に振り替える。
- (2) 学校閉庁日や年末年始、定期考査の期間等を利用して、ある程度まとまった休養期間を設ける。考査1週間前は原則、部活動を行わない。
- (3) 学期中の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。長期休業中の活動は学期中の休業日に準ずる（練習試合や大会等は除く）。

### 4 参加する大会等の見直し

各部の実情を考慮しながら、参加する大会、練習試合等を精選し、生徒や部顧問の負担軽減を図り、生徒の健康面・学習面に十分配慮する。